

# 社団法人日本技術士会 提携 神奈川県技術士会会則

(昭和63年9月28日制定)  
(平成8年6月14日一部変更)  
(平成10年1月10日一部変更)  
(平成11年6月15日一部変更)  
(平成12年6月12日一部変更)  
(平成13年6月13日一部変更)  
(平成14年6月27日一部変更)  
(平成15年6月20日一部変更)  
(平成16年6月22日一部変更)  
(平成19年6月14日一部変更)  
(平成21年6月19日一部変更)

## 第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、社団法人日本技術士会 提携 神奈川県技術士会(略称:神奈川県技術士会)と称する。
- 第2条 本会は、第5条に規定する会員をもって構成する。本会の事務所は横浜市に置く。
- 第3条 本会は、技術士の使命及び職務に鑑み、科学技術の発展と会員の品位の保持・向上をはかり、もって技術士業務の開拓・改善及び地域住民、地方自治体及び企業に対する県民経済の発展、福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
- (1) 社団法人日本技術士会及び各支部との連絡と情報交換を図ること。
  - (2) 県内地域における技術士制度の普及及び啓発のほか、社団法人日本技術士会の会長から委嘱された事業に関する事。
  - (3) 本会に属する会員相互の連絡と協力を図ること。
  - (4) 本会に属する会員の技術の啓発を図ること。
  - (5) 本会に関する一般事務及び事業。
  - (6) 技術士業務について県内地域及び関連する海外からの情報の収集及び交流に関する事項。
  - (7) 技術士業務の開拓及び斡旋に関する事項。
  - (8) (1)項以外の関係団体その他諸機関と連絡協調に関する事項。
  - (9) 技術士業務によって行政施策に対する協力に関する事項。
  - (10) 科学技術に関する調査研究の実施に関する事項。
  - (11) その他本会に関する事項。

## 第 2 章 会 員

- 第5条 本会の会員は、次の5種とする。
- (1) 正 会 員：神奈川県内に在住、勤務又は事業を行い、社団法人日本技術士会の正会員で、本会の目的に賛同して入会した技術士。

- (2) 準 会 員 : 神奈川県内に在住、勤務又は事業を行い、社団法人日本技術士会の準会員で、本会の目的に賛同して入会した者。
- (3) 賛助会員 : 神奈川県内にて事業を行い、本会の目的に賛同し、本会の発展拡大に協力する企業、及び団体（法人）。
- (4) 特別会員 : 本会に特別会員をおくことができる。特別会員の資格要件は細則によるものとする。
- (5) 顧 問 : 正会員の中から本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会の要請により意見を述べるができる。顧問の資格要件は細則によるものとする。なお、顧問は理事を兼ねることはできない。

第6条 本会への入会は次の手続による。

- (1) 入会を希望する者は、正会員の推薦を受けて、所定の入会申込書を会長宛に提出し、理事会の承認を得なければならない。
  - (2) 入会を認められた者は、別に定める額の入会金及び会費を納めなければならない。
  - (3) 入会を認められた者は、別に定める神奈川県技術士会倫理要綱を実践しなければならない。
- 2 会員は次の事由によりその資格を失う。
- (1) 会長に退会の届出があり、本会理事会の承認があったとき
  - (2) 連絡が困難になったとき
  - (3) 除名されたとき
- 3 会員は、退会しようとするときは、書面によりその旨を会長宛に届け出なければならない。
- 4 会員が引続き2年度にわたり会費を納めないときは、理事会の決議によって、退会したものとみなすことができる。

### 第 3 章 役 員

第7条 役員は、第5条の正会員をもって構成する。

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名  
副会長 3名以内  
理 事 15名以上30名以内  
会計監事 2名

- 2 理事は会計監事を兼ねることはできない。

第9条 理事及び会計監事は正会員の中から正会員、準会員及び賛助会員の選挙によって選出する。

- 2 会長は、前項の選出結果を改選年度の定時総会に報告しなければならない。

第10条 会長は、理事の中から理事の互選によって定める。

- 2 副会長は、理事会の同意を得て会長が理事の中から指名する。

第11条 会長は、本会を代表し、総会、理事会の議長となるほか、本会に関する業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。又、副会長のうちから会長職務代理人を予め1名指名しておく。

第12条 理事は、会長を補佐し、会務を審議処理する。

- 2 会計監事は、本会の会計を監査する。
- 3 会計監事は、理事会に出席して、その職務について意見を述べる事が出来る。

第13条 役員任期は2年とし、その選任された年度の総会から翌々年の定時総会までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 会長、副会長の全員を同時に変更しない。
- 3 副会長、理事、または会計監事に欠員が生じ、会長が補充の必要を認めるときは、会長は理事会の承認を受けて補充する。
- 4 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、任期終了後も、後任者の就任が決まるまで引き続きその職務を行う。

#### 第4章 会議

第14条 議決機関は総会及び理事会とし、会長が召集する。理事会における議決は理事によって行う。

- 2 理事会は第8条の役員で構成する。

第15条 総会は定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は毎年1回、通常6月末日までに会長が召集する。
- 3 臨時総会は次の場合に開く。
  - (1) 会長が必要と認めるとき
  - (2) 理事会が必要と認めるとき
  - (3) 会員の3分の1以上から会議の目的を明示して請求があったとき

第16条 総会においては、本会則に別に規定するもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業および会務に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 理事会において総会に付議する必要があると認められた事項
- (4) 本規則の変更または廃止に関する事項
- (5) その他重要な事項

第17条 総会及び理事会の成立及び議決は次のとおりとする。

- (1) 総会及び理事会はともに委任状を含め、正会員の過半数の出席があれば会議は成立する。
- (2) 総会及び理事会の決定は、正会員の出席者の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長が決定する。
- 2 総会、理事会及びその他の重要な会議での議事は議事録に記し、議長が承認、署名の上総務担当理事が保管する。

第18条 理事会は、次の事項を審議し処理する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 総会により委任された事項

- (3) 本会運営に関する事項
- (4) 本会事業活動に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

第19条 欠文

第20条 本会業務の円滑を図るため、常設または臨時の各委員会を置くことができる。

## 第 5 章 会 計

第21条 本会の事業および会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の会計は、公益事業会計(一般会計)と収益事業会計とで構成する。会計に関する規則は、別に定める。

第22条 本会の経費は次の収入をもってこれに当てる。

- (1) 正会員会費
  - (2) 準会員会費
  - (3) 賛助会員会費
  - (4) 入会金
  - (5) 特別管理会費
  - (6) 行年会費
  - (7) 事業収入
  - (8) 寄付金
  - (9) その他の収入
- 2 やむを得ない事情により収入に不足が生じ、他に方法がない場合は、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。ただし、総会の承認を得なければならない。

第23条 会長は、毎年会計年度の終了後、次の書類を定められた様式で作成し、理事会の議を経て、会計監査を受け、総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算報告書
- (3) 備品目録
- (4) 余剰金処分案または欠損金処理案

第24条 会計監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

第25条 会長は、毎年度次の書類を作成し、理事会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書

## 第 6 章 事 務 局

第26条 本会に事務処理のため事務局を置く。事務局に関する規則は、別に定める。

## 第 7 章 慶弔及び倫理規定

- 第27条 本会における会員相互の慶弔及び倫理規定は次の通り行う。  
本会のために特に功労があった会員に対しては、理事会の決議により、会として慶意を表すことができる。
- 2 会員本人が死亡した場合は、会として弔電又は生花などを送り、弔意をあらわす。
  - 3 本会の会員として法律又は本会則に違反し、会の秩序又は信用を害し、その他技術士の品位を失うような言動があったときは別に定める神奈川県技術士会倫理要綱に照らし、倫理委員会の審議に基づく理事会の決議によって戒告又は除名することができる。

## 第 8 章 雑 則

- 第28条 本会には、次の文書及び記録を備え付ける。
- (1) 会則及びその細則
  - (2) 会員名簿及び理事名簿
  - (3) 第16条に示す、総会、理事会、及びその他の重要な会議録及び重要な資料
  - (4) 金銭出納簿及び決算書類
  - (5) その他会長が必要と認めた文書及び記録等
- 第29条 第28条各項による文書及び記録類の保存年限はそれぞれ5年間とする。但し、これらの最新版は保存期限に関係なく常に利用可能なように管理・維持する。
- 第30条 本会の会務に必要な規約、細則の制定又は改定は理事会の議決によって定める。
- 第31条 本会則は、本会設立の日から施行する。また、改廃の来歴はその年月日を、則頭に記し即日施行する。

以上